

医療費適正化計画について

平成26年1月22日

厚生労働省保険局総務課

医療費適正化対策推進室

医療費適正化計画について

医療費適正化計画の概要

- 国・都道府県において医療費適正化計画(5年計画)を定め、医療費の伸びを適正化(第1期:平成20~24年度、第2期:平成25~29年度)
 - <計画に定める事項>
 - ・ 医療費の見通しの推計
 - ・ 医療費適正化の目標 等
 - <第2期の目標> ※都道府県における目標設定は任意
 - ・ 国民の健康の保持の推進: 特定健診実施率70%、特定保健指導実施率45%【平成29年度】
メタボリックシンドローム該当者・予備群25%以上減(20年度比)【平成29年度】
 - ・ 医療の効率的な提供の推進: 平均在院日数の短縮、後発医薬品の使用促進

医療費適正化計画に関する平成25年度の動き

第一期医療費適正化計画の実績評価

医療費適正化計画をPDCAサイクルに沿って推進するため、5年間の計画期間終了の翌年度に、都道府県と国において、都道府県医療費適正化計画又は全国医療費適正化計画に掲げる目標の達成状況、施策の実施状況等に関して調査・分析し、実績評価を実施。

<スケジュール(予定)>

平成25年 ~12月 都道府県における実績評価の実施、国への報告(現在、9都道府県が提出済み)

平成26年 3月 国における全国計画・都道府県計画の実績評価の実施・公表

特定健診・保健指導に関する医療費適正化効果等の効果検証

平成25年3月より、「特定健診・保健指導の医療費適正化効果等の検証のためのワーキンググループ」設置し、専門家の知見も借りながら、特定保健指導の検査値等の改善効果及び特定保健指導の医療費適正化効果等について、分析。3月に中間とりまとめを発表予定であり、26年度中に一定の効果検証の成果を得る予定

※ 第二期全国医療費適正化計画については、2月末メドで公表予定

医療費適正化計画に関する制度見直しの動き

- 今年度実施予定の医療法等の改正において、医療計画を策定する際に保険者協議会から意見を聴くこととすることを踏まえ、保険者協議会を高齢者の医療の確保に関する法律に明記する予定
- 今後、適切なPDCAサイクルを踏まえた計画の策定や評価の在り方、計画の実効性を担保する措置などを含め、医療費適正化計画の在り方について、平成27年の医療保険制度改正までに検討を行い、結論を得ていく予定

医療法等の改正における保険者協議会の法定化について

改正の背景

- 社会保障審議会医療部会では、平成25年12月27日に医療法等改正に関する意見を取りまとめ、その中において、地域医療ビジョンを実現するために必要な措置として、都道府県が医療計画を策定する際には医療保険者(保険者協議会)の意見を聴くこととされている。

医療法等改正に関する意見(平成25年12月27日社会保障審議会医療部会)(抄)

Ⅱ 具体的な改革の内容について

1. 医療機能の分化・連携及び地域包括ケアシステムの構築に資する在宅医療の推進について

(3) 地域医療ビジョンを実現するために必要な措置(必要な病床の適切な区分、都道府県の役割の強化等)

② 医療保険者の意見を聴く仕組みの創設

- ・ 都道府県が医療計画を策定する際には、医療保険者の意見を聴くこととする。
- ・ その際には、都道府県ごとに設けられている医療保険者による協議会である保険者協議会の意見を聴くことも必要である。

改正の内容

- 今回の医療法改正において、都道府県が医療計画を策定する際には保険者協議会の意見を聴くこととする。
- 上記に伴い、現在実行上都道府県ごとに設けられている保険者協議会を法律(高齢者の医療の確保に関する法律)に明記するとともに、現行において担うこととされている以下の業務を位置付けることとする。

- ・ 特定健康診査等の実施、高齢者医療制度の運営等に関する保険者や関係者間の連絡調整
- ・ 保険者に対する必要な助言又は援助
- ・ 医療に要する費用等に関する情報についての調査・分析等

- 今後、保険者協議会が十分にその機能を発揮できるよう、その方策等については更に検討を進める。

施行日

地域医療ビジョンの策定(平成27年度～)に併せて施行予定

データヘルスの推進

- レセプトのオンライン提出の原則義務化が始まった平成20年度以降、保険者は順次レセプトデータ及び特定健診等データを電子的に保有することとなったところ。
- 保険者による医療費分析等を支援するシステムが、順次稼働している(国保データベースシステム:平成25年10月から、健保連システム:平成26年4月から)
- 保険者機能の強化等の観点から、レセプト・健診情報等を活用したデータヘルス(データ分析に基づく保健事業)を推進
- 今後、保険者協議会が十分にその機能を発揮できるよう、方策等を検討するに当たっては、保険者が保有するデータの利活用の視点も踏まえつつ検討を行う予定

<データの保有状況>

保有主体	データベース	使用目的
保険者中央 団体・保険 者	国保データベース(KDB)システム 国民健康保険の保険者等から委託を受けて、都道府県国民健康保険団体連合会及び国民健康保険中央会において、データを共同処理するもの(平成25年10月から稼働)。 <保有情報> 医療レセプト(後期高齢者医療も含む)、特定健診・保健指導等情報、介護レセプト	①加入者についての健康状況の把握・比較分析 ②加入者についての疾病別等の医療費の分析 ③上記①、②を踏まえた保健事業計画の策定等
	レセプト管理・分析システム(健保連システム) 健康保険組合が保有情報を集計・分析し、健康保険組合連合会においては、全組合の集計データを処理し、組合に対して提供するもの(平成26年4月から稼働予定)。 <保有情報> レセプト、特定健診・保健指導情報	
	全国健康保険協会システム(協会けんぽシステム) 協会けんぽの各都道府県支部単位のデータ及び全体集計データを保有(平成20年10月から稼働)。 <保有情報> レセプト、特定健診・保健指導情報	

(参考)平成26年度予算における対応

○レセプト健診情報等の分析に基づいた保健事業への支援

約34億円

レセプト・健診情報等を活用し、意識づけ、保健指導、受診勧奨等の保健事業を効果的に実施していくため、医療保険者における「データヘルス計画」の作成や事業の立ち上げ等を支援する。

『国民の健康寿命が延伸する社会』に向けた予防・健康管理に係る取組の推進（概要）

平成25年8月30日
厚生労働省

1. 趣旨

- 日本再興戦略等を踏まえ、2025(平成37)年に向け、『国民の健康寿命が延伸する社会』の構築を目指して予防・健康管理等に係る具体的な取組を推進。
 - ▶高齢者への介護予防等の推進
 - ▶現役世代からの健康づくり対策の推進
 - ▶医療資源の有効活用に向けた取組の推進
- これらの取組を推進することにより、**5兆円規模の医療費・介護費の効果額**を目標。

2. 取組のポイント

- ①**レセプト・健診情報等のデータを最大限活用**した効果的な取組の推進
- ②健康づくり推進本部を中心に**省内横断的な体制で推進**
- ③推計が可能な取組は、**それぞれの取組の目標としての効果額を提示**
(注：効果額は各取組で重複があるため単純に足し上げられるものではないことに留意が必要。)

3. 主な取組の内容

I 高齢者への介護予防等の推進

- ①**介護・医療情報の「見える化」等を通じた介護予防等の更なる推進**
(※取組の推進により介護費約0.6兆円の効果額を目標)
 - ▶地方自治体が地域の実情に応じて効果的・効率的な介護予防・保健事業を行えるよう、地域単位での介護・医療関連情報の「見える化」等による介護予防等の推進。
- ②**認知症早期支援体制の強化**
(※取組の推進により医療費約0.1兆円の効果額を目標)
 - ▶認知症の人が住み慣れた環境で暮らし続けられるよう、医療・介護で早期支援体制の構築
- ③**高齢者の肺炎予防の推進**
(※取組の推進により医療費約0.8兆円の効果額を目標)
 - ▶高齢者の誤嚥性肺炎の予防に向けた口腔ケア、成人用肺炎球菌ワクチン接種の推進
- ④**生涯現役社会の実現**に向けた環境整備等
 - ▶高齢者と地域社会のニーズの有効なマッチングの仕組みの整備等を支援、シルバー人材センターの活用

Ⅱ 現役世代からの健康づくり対策の推進

① レセプト・健診情報等を活用したデータヘルスの推進

(※①～③の取組の推進により医療費約2.4兆円強の効果額を目標)

▶ 医療保険者におけるレセプト・健診情報等を活用したデータヘルス計画の策定、効果的な保健事業の実施

② 特定健診・特定保健指導等を通じた生活習慣病予防の推進

(※①～③の取組の推進により医療費約2.4兆円強の効果額を目標)

▶ 健康づくり大キャンペーン、特定健診とがん検診の同時実施など、健診受診率向上に向けた取組の推進

▶ メタボ該当者の減少や糖尿病有病者の増加の抑制、糖尿病の重症化予防、非肥満の高血圧対策の実施

③ たばこをやめたい人を支援するたばこ対策の推進

(※①～③の取組の推進により医療費約2.4兆円強の効果額を目標)

▶ たばこクイットラインによる禁煙相談や禁煙支援、技術支援の推進

④ 日本人の長寿を支える『健康な食事』の推進

▶ 日本人の長寿を支える『健康な食事』の基準を策定。コンビニ、宅配食業者等と連携した普及方策の実施

⑤ がん検診の受診率向上によるがんの早期発見

▶ 特定健診とがん検診の同時実施、被用者保険者と市町村のがん検診情報の共有に向けた連携の推進

⑥ こころの健康づくりの推進

▶ こころの健康に関する普及啓発、職場のメンタルヘルス対策の推進、うつ病の早期発見・早期治療の実施

⑦ 妊産婦や乳幼児期からの健康づくりの推進

▶ 発達・発育の段階の把握や疾患の早期発見のための妊産婦や乳幼児に対する健診の推進

Ⅲ 医療資源の有効活用に向けた取組の推進

① 後発医薬品の使用促進

(※取組の推進により医療費約1.0兆円の効果額を目標)

▶ ロードマップの推進、医療保険者による差額通知等の取組を拡大

② ICT活用による重複受診・重複検査等の防止

(※取組の推進により医療費約0.1兆円の効果額を目標)

▶ ICTを活用した地域医療等ネットワークの推進、医療保険者において、医療機関と連携しつつレセプトデータ等を活用した保健指導の推進

健康づくり推進本部ワーキングチームについて

第一回健康づくり推進本部（平成25年9月18日開催）における指示を踏まえ、平成25年8月30日に公表した「『国民の健康寿命が延伸する社会』に向けた予防・健康管理に関する取組の推進」に掲げられた項目のうち、特に重点的に取り組むべき項目について、それぞれのミッションに基づき以下の5つのワーキングチームを設置し、各局連携し検討を進めているところ。

①高齢者への介護予防等の更なる推進 （医政局、健康局、医薬食品局、老健局、保険局）

地方自治体における介護・医療情報のデータベース化を着実に実施するなど、自治体がデータに基づき介護予防や保健事業を進めるための基盤整備を行うとともに、介護予防等の視点も踏まえた保健事業の推進について検討。

②生涯現役社会の実現に向けた検討 （職業安定局高齢・障害者雇用対策部、 社会・援護局、老健局、保険局）

高齢者がそのニーズに対応して就労・社会参加が可能となるよう、高齢者と地域社会のニーズのマッチングの仕組み等について検討。

③地域・職域連携の推進等による 特定健診・がん検診の受診率向上 （健康局、医薬食品局、労働基準局安全衛生部、保険局）

地域・職域の様々な関係者が連携して「健康づくり大キャンペーン」を効果的に実施することや、健診情報の適切な共有等の地域・職域間で健診の実施主体が異なることによる課題の検討、特定健診とがん検診の一体的実施など、健診率の向上を図るための方策等について検討。

④地域・職域におけるこころの健康づくりの推進 （健康局、労働基準局安全衛生部、 社会・援護局障害保健福祉部、保険局）

地域・職域でのメンタルヘルス対策の連携における課題の明確化を図り、適切な役割分担の下、地域・職域における「こころの健康づくり対策」の推進について検討。

⑤医療資源の有効活用に向けた取組の推進 （医政局、医薬食品局、保険局）

後発医薬品の更なる使用促進や重複受診等の抑制を図るための具体的な方策について、着実に実施することを検討。

施策担当者

施策	担当課	担当者	内線
医療費適正化計画について	総務課医療費 適正化対策推進室	加藤補佐	3217